

## 令和5年度 大津町下水道事業運営審議会 議事録

- 開催日時 令和5年8月25日(金)13:00～
- 会場 大津町役場1階「多目的室」
- 出席委員 大塚委員(会長) 田中委員(副会長) 松本委員 興梠委員  
荒木委員 松永委員 坂本委員 山本委員 時松委員
- 欠席委員 川谷委員 斎藤委員
- 傍聴者 なし
- 事務局 西岡都市整備部長 本司下水道課長 本郷管理係長  
坂崎主幹 大久保主幹兼施設係長 岡村建設係長
- 次第
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議事
    - 前回の振り返りと今回の目的
    - (1)目標達成年次と達成に至る改定回数(各回の改定時期)及び改定増のパターンについて
    - (2)「答申書」(案)の内容について
    - (3)その他
  - 4 閉会

## ■議事

### 前回の振り返りと今回の目的

(1) 目標達成年次と達成に至る改定回数(各回の改定時期)及び改定増のパターンについて

事務局より説明【資料1】【資料2】

[会長]今回は経費回収率100%を達成する目標年次、目標までの改定回数、料金体系の改定パターンの3つについて決定したいと思います。まずは1点目の目標年次について意見はありませんか。

[委員]令和8年度までに改定して早めに赤字を解消するという考え方は繰入金を減らすという観点では正しいと思いますが、令和8年度までに急激に値上げするとTSMC関係の企業進出に冷や水をかけてしまうことにもなり得ます。また、住民の理解も得られにくいと考えられますが、その点について説明をお願いします。

[事務局]下水道事業会計としては早めに赤字を解消できるとありがたいですが、料金改定は多方面に影響しますので、目標年次をいつにするかについては総合的に考えて決定して良いと思います。

[委員]令和12年度までに改定するとなると、住民の経済的負担に配慮し、企業進出しやすい環境作りができると思いますが、その分令和12年度までに一般会計から繰り入れる額が増えることとなります。それに耐えられるだけの余力が町にあるのでしょうか。

[事務局]先ほどの対比になりますが、早期の赤字解消を考えていかなければいけませんので、それを延ばすべきでは無いという見方もあります。早期の赤字解消と住民負担のバランスを取るの難しいところですが、良い着地点を見つけることができれば良いと思います。

[会長]令和8年度まで、令和12年度までそれぞれに課題があると思います。既に策定されている大津町下水道事業経営戦略との関連性と皆さんからの意見を踏まえると、令和10年度が妥当なのではないかと考えていますがいかがでしょうか。

[委員]目標年次は令和10年度が良いと思います。経営戦略はホームページで公表されていますが、料金改定についてはホームページだけでなく住民にわかりやすく説明をしていただきたいです。

〔事務局〕生活に一番関わる部分なので、ホームページだけでなく広報誌などで周知していきたいと考えています。

〔会長〕他に意見が無いようなので目標年次については令和 10 年度というのを審議会での合意としたいと思います。2 点目の改定回数については、2 回または 3 回になるとは思いますが、この点について意見ををお願いします。

〔会長〕1 回目の改定はいつ行うのでしょうか。

〔事務局〕改定時期については、2 回であれば令和 6 年と令和 10 年、3 回であれば令和 6 年、令和 8 年、令和 10 年を考えています。いずれも 1 回目は令和 6 年です。

〔会長〕3 回で改定するメリットは 1 回あたりの上昇率が緩やかになることです。2 回で改定すると 1 回あたりの上昇率は大きくなりますが、経営戦略では 2 回で改定するとされています。

〔委員〕改定回数は 3 回、4 回でも差支えはないのでしょうか。回数を増やした場合に追加で費用が発生しますか。

〔事務局〕公共下水道使用料は水道企業団がシステムを使って算定して上水道使用料とまとめて徴収しているので、毎年改定すれば毎年システムの更新費用がかかります。また、住民への周知のための費用が毎年かかります。

〔会長〕住民としても毎年計算方法が変わると混乱するので、あまり細かく分けすぎないほうが良いのではないのでしょうか。

〔委員〕料金改定パターンについて事務局としてはどのように考えていますか。

〔事務局〕資料 2 のグラフで 2 と 3 は使用水量ごとの単価が極端なので、1、4、5 のどれかが良いのではないかと考えています。

〔委員〕簡素化して値上げをしてほしいです。変化が大きいと大変だと思います。

〔会長〕改定パターンを先に決めないと改定回数を決められないということであれば、改定パターンを先に決めようと思いますがいかがでしょうか。

〔委員〕改定パターンを先に決めた方が良いと思います。

〔会長〕先に改定パターンを決め、それに基づいて改定回数を決めたいと思います。改定パターンについて要約すると、パターン 1 は単価の上げ幅を全水量で同額とするもの、パターン 2 は基本料を据え置き従量制の単価の上げ幅をパターン 1 よりも大きくするもので、使用水量が減った場合は想定よりも収入が上がらない可能性があります。比較的使用水量が少ない住民としては基本料が据え置かれるというのはメリットです。パターン 3 は基本料金のみ上げるもので想定通りに収入が増えますが、使用水量が少ない住民からすると使用水量が多い企業と上げ幅が同額になるため住民の負担感が大きくなります。パターン 4 は全ての水量区分で 30%、パターン 5 は使用水量が少ないほど上げ幅を小さく、多いほど上げ幅を大きくするものです。この中でどれを選ぶか、意見ををお願いします。

〔委員〕基本料も上げ、使用水量が多いほど上げ幅が大きくなるパターン 5 が良いと思います。事務局としてはどれが良いのでしょうか。

〔事務局〕全水量区分で上昇率が同じであれば使用水量は変わらないと思うので、パターン 4 が回収しやすいと考えています。

〔会長〕事実上パターン 4 か 5 の選択になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

〔委員〕一番使用水量が少ない家庭で、どのくらいの量を使っているのでしょうか。

〔事務局〕具体的な使用水量の資料はありませんが、1 人暮らしや高齢者の 2 人暮らしなどが、使用水量が少ない家庭だと思います。

〔委員〕一般家庭と使用水量が多い企業の料金体系は一緒なのでしょうか。

〔会長〕基本的には同じです。

〔事務局〕工業用水道を使用する企業のみ単価は一律 130 円です。

〔委員〕工業用水道分の単価は改定後どうなるのでしょうか。

〔事務局〕工業用水道分の単価は水量区分 41 m<sup>3</sup>以上の単価を採用していますので、

改定後の 41 m<sup>3</sup>以上の単価に合わせたいと考えています。

〔委員〕使用水量が多い人ほど上げ幅を大きくすると、進出企業への冷や水になってしまいます。また、受益者負担は公平負担が大原則で受益者にはある程度負担してもらう必要があり、そのバランスを考えるとパターン 2、4、5 のいずれかになりますが、その中でもパターン 5 が企業にも住民にも説明しやすいと思います。

〔会長〕パターン 5 という意見が出ていますがいかがでしょうか。強い反対意見がなければパターン 5 を取るという方針にしたいと思います。

〔委員〕パターン 4 に対する事務局としてのメリットとデメリットを教えてください。

〔事務局〕説明をしやすいかの観点で考えると、パターン 4 は使用水量に関わらず同率で値上げするものですので説明しやすいですが、パターン 5 はもともと水量区分が上がるにつれて単価が上がる累進となっているものを、さらにその度合いを大きくするものなので、使用水量が多い企業からなぜそのような体系を選択したのか聞かれた際に説明が難しいのではないかと懸念しています。

〔委員〕確かに使用水量が多い企業からはそのように言われるでしょうね。

〔委員〕住民にとって負担が少なく感じるのはどれでしょうか。

〔会長〕基本料金が上がらないパターン 2 と、基本料金の上げ幅が小さいパターン 5 だと思います。

〔委員〕下水道事業の運営が成り立つもので、住民負担が小さいものが良いと思いました。

〔委員〕平均的な使用水量はどのくらいなのでしょう。

〔事務局〕4 人家族で 20 m<sup>3</sup>が平均的なものです。

〔委員〕私の家庭は 4 人家族なので、パターン 4 が良いです。

〔会長〕追加的な説明が不要で住民に納得していただければ、審議会としてはパターン 4 を取りたいと思います。改定パターンを踏まえた上で、改定回数ほど

うしますか。

[委員]2 回でも良いと思いますがきちんとした説明をして、赤字を確実に無くして欲しいと思います。

[会長]30%を一度に上げるのは難しいですが、経営戦略では2回の改定と定めていること及び改定回数を多くするとその分の経費がかかることを考慮すると、2回の改定だと思いたいがいかがでしょうか。

[会長]反対意見も無いようですので、目標年次は令和10年度まで、改定回数は2回、改定パターンはパターン4を審議会の方針とします。答申書を町長に提出しますが、答申案を事務局が作成していますので内容を検討したいと思います。

(2)「答申書」(案)の内容について  
事務局より説明

[会長]書き方や答申内容などについて意見ををお願いします。

[委員]水道企業団の経営状況は良く、熊本市は上下水道課で一本化しているので、将来的に大津町も上下水道課で一本すべきだと思います。

[会長]社会資本整備総合交付金交付要綱が改正され、「使用料が150円/m<sup>3</sup>以下であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は、交付金の重点配分の対象としない」とされていることを、料金改定する1つの要因にあげたほうが良いのではないかと思います。

[委員]住民の同意を得るために、「1.はじめに」の部分に、下水道事業が赤字を出してでも水環境を保全するため整備を続けており、その維持管理のために料金改定が必要であるということを含めたほうが良いと思います。

[会長]4系目の増設に繋げるために下水道整備の必要性について触れた方が良いでしょうね。

[委員]農業集落排水使用料は公共下水道を基準に改定するとありますが、具体的にはどうなるのでしょうか。

[会長]公共下水道と同じように令和 10 年度までに 30%改定します。

[会長]最初の記の前段と答申内容の 2 に「慎重に判断されたい」という文言が出てきますが、2 度もこの文言が出てくると料金を上げなくても良いという雰囲気になってしまいます。審議会としては料金を改定するという方針を出していますし、慎重さを求めすぎているので、2 度はいらないと思います。

[会長]意見を反映して修正したものを次回の会議でさらに修正して、町長に答申するのでしょうか。

[事務局]次回の会議の事前に修正案を送付しますので、確認して気になる点があればご連絡ください。それを反映したものを次回の会議の冒頭で提示し、問題なければ答申書を町長に渡していただきます。

[会長]以上で本日の審議を終了します。